

学生の懲戒に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院学則（以下「学則」という。）第24条に規定する学生の懲戒に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第2条 学生に対する懲戒は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第133条において準用する第11条および同法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第189条において準用する第26条第2項の規定に基づき、学院長が、教育上の権限により、市立函館病院高等看護学院（以下「学院」という。）の規律、秩序を維持し、教育目的を達成するため、一定の事由の発生を対象として行う処分である。

2 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な限度にとどめるなど、教育的配慮を加えた上で行わなければならない。

(懲戒の対象とする行為)

第3条 懲戒の対象とする行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為およびその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 試験等における不正行為
- (5) 学則その他本学院の諸規程等に違反する行為
- (6) 本学院の名誉または信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第4条 学則第24条第2項に規定する懲戒の内容は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 戒告 学生の行為について文書により注意を与え、戒める。
- (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止する。
- (3) 退学 学生としての身分を失わせる。

2 停学の期間は、無期または有期とし、無期の停学とは期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは6月以内の期限を付して命じる停学をいう。

3 退学の場合については、再入学は認めない。

(自宅待機)

第5条 学院長は、学生の当該行為が懲戒に該当することが明らかであり、かつ、停学以上の懲戒がなされることが確実である場合は、懲戒処分が決定されるまでの期間、学生に自宅待機を命じることができる。

- 2 自宅待機期間中は、学生の登校を禁止し、課外活動等への参加を禁止するものとする。
- 3 自宅待機の期間は、その全部または一部を停学期間に算入することができる。

(教育的措置)

第6条 学院長は、教員から第8条の事実関係の調査結果の報告を受けた場合において、懲戒に相当しないと判断した場合であっても、学生の本分についての反省を促すため、次に掲げる教育的措置を行うことができるものとする。

- (1) 厳重注意 口頭または文書により、強く反省を求めること。
- (2) 注意 口頭または文書により、反省を求めること。

(懲戒処分の量定)

第7条 懲戒処分の量定は、次に掲げる事項を基に、当該学生の状態等ならびに行為の悪質性および重大性を総合的に判断し、かつ、教育的配慮を加えた上で行うものとする。

- (1) 懲戒対象行為の動機、態様および結果
- (2) 故意または過失の程度
- (3) 被害者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- (4) 他の学生および社会に与える影響
- (5) 懲戒対象行為後の対応
- (6) 過去の懲戒対象行為の有無
- (7) 日頃の学習・生活態度

- 2 懲戒の種類の設定は、懲戒処分量定基準(別表)によるものとする。ただし、個別の事案の内容によっては、これによらない場合もあるものとする。
- 3 懲戒処分量定基準に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分量定基準に照らして判断し、相当の懲戒処分を行う場合もあるものとする。
- 4 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質、当該非違行為に至る動機等により判断するものとする。
- 5 重大性については、当該非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等により判断するものとする。

(事実関係の調査)

第8条 教員は、懲戒の対象となる行為またはその疑いのある行為が生じたと認めるときは、速やかに当該学生に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認するものとする。

- 2 前項の調査にあたり、教員は、学生に対して、要旨を口頭または文書で告知し、当該事実に関して事情を聴取し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、懲戒の対象となる行為が重大犯罪であり、かつ、学生が当該犯罪を犯したことが明白であると認められる等特段の事情がある場合は、この限りでない。

(懲戒処分の決定)

第9条 学院長は、教員から前条の事実関係の調査結果の報告を受けた場合において、懲戒

が相当と判断したときは、運営会議の議を経て、懲戒処分の内容を決定するものとする。

(懲戒処分の通知)

第10条 懲戒処分は、学院長が、懲戒処分を受ける学生に、懲戒処分書を交付して行う。

2 学院長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人に、その旨を通知するものとする。

(懲戒処分の効力)

第11条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときから発生するものとする。

(再審査請求)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して14日以内に、学院長に対して、再審査請求書により再審査を請求することができるものとする。

2 学院長は、再審査の必要があると認めたときは、教務課長に対し再調査を指示するものとする。

3 学院長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

4 学院長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生および保証人に通知するものとする。

5 学院長は、再審査の結果により、第9条による懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合には、再度、第10条に定める手続きを行うものとする。

6 再審査の請求により、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、再審査請求により懲戒処分の内容を変更したときは、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(停学期間の短縮および解除)

第13条 教務課長は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、学院長に無期の停学の解除または有期の停学の期間の短縮を申し出ることができる。

2 学院長は、前項の申し出に基づき、運営会議の議を経て、当該停学の解除の時期または期間の短縮を決定することができるものとする。ただし、無期の停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して3月未満の日とすることはできない。

(懲戒処分に関する記録)

第14条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、学院が発行する証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(学籍の異動)

第15条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定の前に、退学または休学の申し出があったときは、状況に応じ、この申し出を受理しないものとする。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、当該学生の停学期間中の休学を認めない。

(教務上の措置)

第16条 単位認定に係る試験等における不正行為により、停学処分を受けた学生の教務上の措置は、不正行為を行った科目については不合格(0点)とする。

(停学期間中の指導)

第17条 教務課長等は、停学期間中の学生に対し、定期的に面談および指導を行わなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に行った学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

別表

懲戒処分量定基準

項目	対象となる行為	処分量定
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪またはその未遂行為	退学または停学
	傷害、窃盗、万引き、詐欺などの行為	退学、停学または戒告
	薬物犯罪行為	退学または停学
	痴漢、のぞき、強制わいせつ、盗撮、青少年健全育成条例等違反などの行為	退学、停学または戒告
	ストーカー行為	退学、停学または戒告
	コンピュータまたはネットワークにおける不正行為	退学、停学または戒告
交通違反	飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、ひき逃げ等悪質な交通違反行為	退学または停学
	前項以外の交通違反行為	退学、停学または戒告
試験等	試験等におけるカンニング等の不正行為	停学または戒告
	試験等において監督者の注意・指示に従わない行為	戒告
その他の非違行為	SNS等への個人情報等の流失や誹謗中傷などにより、学院の名誉および信用を著しく傷つける行為	退学、停学または戒告
	学院の教育活動、管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学または戒告
	学院が管理する施設への不法侵入、不正使用等の行為	退学、停学または戒告
	学院が管理する施設、器物の破壊、汚損等の行為	停学または戒告
	学院の職員の円滑な業務執行を害する行為	退学、停学または戒告
	ハラスメント、いじめ等人権侵害に当たる行為	退学、停学または戒告
	悪質な販売行為および勧誘行為	停学または戒告
	学則その他学院の諸規程等に違反する行為	退学、停学または戒告
	学院の名誉または信用を著しく傷つける行為	退学、停学または戒告
	その他学生としての本分に反する行為	退学、停学または戒告

懲戒処分書

学年 組 出席番号
学生氏名 様

市立函館病院高等看護学院学則（函館市病院局規程第 29 号）および市立函館病院高等看護学院学生の懲戒に関する要綱に基づき、次のとおり懲戒処分に処する。

なお、市立函館病院高等看護学院学生の懲戒に関する要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、この懲戒処分書を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に市立函館病院高等看護学院長に対し、再審査を請求することができます。

懲戒処分の内容

(退学の場合) 退学

(停学の場合) 無期停学または停学（有期の場合は期間を明記）
(期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)

(戒告の場合) 戒告

処分理由

年 月 日

市立函館病院高等看護学院

学院長

再 審 査 請 求 書

年 月 日

市立函館病院高等看護学院長 様

学年 組 出席番号

学生氏名

私は、 年 月 日付けで懲戒処分を受けましたが、これについて下記の理由により再審査を請求します。

記

(再審査請求の理由等)

停学解除通知書

学年 組 出席番号

学生氏名 様

上記の者は、 年 月 日から停学中であったが、 年 月 日
付けでこれを解除する。

年 月 日

市立函館病院高等看護学院

学院長